

「迷惑行為」に なっています!

長時間の拘束



職員の業務に支障が出るほどの長時間にわたる一方的な会話や居座りなど

同じ要求を繰り返す



市役所での対応が不要(不可能)な要求等を繰り返すことなど

暴言・威嚇



大声、暴言で執拗に職員を責める、庁内で大きな声をあげて秩序を乱すことなど

特別扱い



権威を振りかざしての要求や過度な謝罪の要求など

SNS等誹謗中傷



無許可撮影や録音、SNS等へ投稿し、職員を誹謗中傷することなど

セクハラ



性的な言動や特定の職員へのつきまとい、盗撮など

迷惑行為 とは?

迷惑行為とは、

- 過度な要求や不当な言いがかりなど、主張内容等に問題があるもの
- 主張する内容には正当性があるが、暴力や暴言など、主張方法に問題があるものが考えられます。

職員への迷惑行為が確認された際は、対応を終了させていただく場合や退去を求める場合、警察に通報する場合がありますのでご理解ください。

北九州市

北九州市立子どもの館は北九州市に準じ、当館スタッフへの迷惑行為の防止に努めています。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

NP0法人子ども未来ネットワーク北九州理事長 松田弘志